

金沢市事業者脱炭素支援事業費補助金交付要綱

(令和4年6月21日決裁)

改正 令和5年3月22日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市のゼロカーボンシティの実現に向けて、事業者の脱炭素の取組を推進するため、国補助金を活用して設備の更新等を行う市内中小企業者等に対し、国補助金の申請に必要なコンサルタント委託費等の経費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国補助金 国が定めるところにより、民間団体等が交付する省エネ設備の更新等に要した経費の一部を補助する事業による補助金のうち、別に定める補助金をいう。
- (2) 市内中小企業者等 本市の区域内に本社又は事業所を有する別表第1に記載する中小事業者等（個人事業主にあつては、本市の区域内に住所を有する者）であつて、国補助金の交付の対象となるものをいう。

(補助金の交付)

第3条 補助金は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

- (1) 市内中小企業者等であつて、国補助金の交付の対象となる省エネルギー設備等を市内の事業所に導入する者であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、国補助金を活用して省エネルギー設備等を市内の事業所に導入することを目的として、その実施のために必要となる基礎調査、計画の策定その他の業務をコンサルタント業者（コンサルタント業を営む者をいう。）等に委託する事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の

額は、別表第2に定めるところによる。

(計画の認定申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の着手前に、別に定める金沢市事業者脱炭素事業計画認定申請書により市長に申請し、補助金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の対象となる計画であると認定したときは、その旨を当該申請をした者に通知する。

(計画の変更認定申請等)

第7条 前条第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る計画の変更(市長が別に定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、別に定める金沢市事業者脱炭素事業変更認定申請書により市長に申請し、当該計画の変更の認定を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(計画の認定の取消し)

第8条 市長は、第6条第1項の認定を受けた者(前条第1項の規定による計画の変更の認定により新たに当該計画の認定を受けたこととなる者を含む。以下「計画認定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたとき。

(2) 当該認定に係る計画の内容と異なる事業を行ったとき。

(3) 第6条第2項の規定による認定の通知があった日の属する年度の翌年度末(国補助金の交付が複数年度にわたる場合は、最終年度の末日)までに次条第1項の規定による補助金の交付の申請を行わないとき。

(4) 計画認定者から当該認定に係る計画を取りやめる旨の届出があったとき。

2 市長は、計画認定者が国補助金の交付決定を受けることができなかつたときは、当該認定を取り消すものとする。

(交付申請等)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、当該補助金の交付に係る国補助金の確定通知の日(国補助金の交付が複数年度にわたる場合にあっては、最終年度の確定通知の日。次項において同じ。)から起算して15日を経過する日までに、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

2 前項の規定による申請は、当該国補助金の確定通知の日（国補助金の交付が複数年度にわたる場合は、最終年度の確定通知の日）が属する年度と同一の年度の末日までにするものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を精査し、当該補助金の交付を決定したときは、その旨及び当該確定した補助金の額を当該申請をした者に通知する。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(2) 補助事業者が補助事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(3) 国補助金の交付の決定又は額の確定が取り消された場合

2 市長は、前項の規定により取消し又は変更をした場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

（協力依頼）

第11条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて補助事業に関する情報の提供その他の協力を求めることができる。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

2 令和4年度に限り、令和4年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までの間にコンサルタント業務に係る委託契約を締結した事業については、第6条第1項の規定にかかわらず、補助事業の着手前とみなし、同項の規定による計画の認定申請ができるものとする。

別表第1（第2条関係）

中小企業者	次の表の左欄の区分に応じ、資本金又は常勤の従業員の数がそれぞれ同表の中欄に掲げる金額の要件又は同表の右欄に掲げる人数の要件を満たす法人又は個人とする。
-------	---

	業種	資本金の額	常勤の従業員の数
		製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下
	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	サービス業	5千万円以下	100人以下
	小売業	5千万円以下	50人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下
中小企業団体等	次に掲げる団体等とする。 (1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立した共同事業組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合 (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体等 (3) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立した商店街振興組合及び商店街振興組合連合会		
その他中小企業等	会社法（平成17年法律第86号）に規定する会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び有限会社）以外の法人であり、かつ、従業員（雇用形態を問わず、当該法人に雇われている労働者をいう。）が300人以下の法人		

備考

- 1 みなし大企業（次のいずれかに該当するものをいう。）を除く。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の補助事業者以外の企業が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を補助事業者以外の企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼務する者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- 2 国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体が50パーセント以上出資する法人を除く。

別表第2（第5条関係）

補助対象経費	補助金の額
補助事業として実施する基礎調査、計画策定、省エネ計算、基本設計その他の業務に要する費用	補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額とし、その額は、250万円を超えないものとする。

備考

- 1 補助対象経費は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税を含まないものとする。
- 2 補助対象経費とする費用は、国補助金の対象事業の完了期限までに支払いが確認できたものに限るものとする。
- 3 この要綱による補助金以外の補助金の交付の対象となっている経費は、補助対象経費から除くものとする。
- 4 この表の規定に基づき算出した補助金の合計額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。